

令和5年5月2日

保護者 様

古河市立古河第七小学校長 三田 俊彦

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じ上げます。

また、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、文部科学省より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」が示され、県教育委員会、古河市教育委員会からも令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症対策についての通知が示されました。

これを受け、下記のような対応といたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童の出席停止の期間の基準について

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とします。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨いたします。

#### 2 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童」、「学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童については、直ちに出席停止の対象にはなりません。

#### 3 感染が不安な場合について

お子様に基礎疾患がある場合や同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、感染が不安でお子様を休ませたい場合には、これまでと同様に学校までご相談ください。

#### 4 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。登校を控えていただき、病院での受診等にご協力ください。

今後も、「ご家庭との連携による児童の健康状態の把握」、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」等の対策を講じていきます。

ご不明な点がございましたら、担当までご相談ください。

(問い合わせ先)

古河市立古河第七小学校

TEL 0280-48-1791

担当 教頭 川村 健